



# マイナンバー 社会保障・税番号制度

## マイナンバーの通知は10月から

### ▼マイナンバー(社会保障・税番号)制度とは

マイナンバー制度は、複数の行政機関などで管理されている個人情報、同一の個人であるとの確認を行うために、国民一人ひとりに個人番号(マイナンバー)と呼ばれる番号を付番するものです。

これにより、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会が実現するとされています。

### ◆制度の仕組み

住民票を有する、すべての人に12けたのマイナンバーが付番され、法人には13けたの法人番号が付番されます。

行政機関や地方公共団体は、この番号をほかの行政機関などが持つ同じ人の情報と結び付けて、その人の情報を照会・提供することができるようになります。

### ◆マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策に関する分野で、法律に定められた事務について利用できます。また、地方公共団体が条例で定めることで、社会保障・税・災害対策に関する事務や、これらに類する事務について、マイナンバーを利用することができます。

将来的には、より幅広い分野で活用されることが検討されています。

マイナンバーは、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

# 始まり ます!



マイナンバー広報用ロゴマーク「マイナちゃん」

### 「仮称」守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」骨子案

平成28年1月からの行政手続でのマイナンバー使用開始に合わせ、社会保障・税・災害対策に関する事務や、これに類する事務について、市がマイナンバーを利用するための条例制定が必要です。つきましては、骨子案の概要を公表し、意見を募集します。

**募集期間** 4月15日(水)～5月14日(木)  
**閲覧場所** 企画課、公民館などの施設に募集要領および意見提出用紙を設置。また、市ホームページにも掲載します。

**提出方法**  
○閲覧場所へ持ち込み  
○郵送 〒570-18666  
京阪本通2-12-15 企画課  
**注** 5月14日(木) 消印有効  
○FAX 06-6994-1691  
○E-Mail [Morikikaku@city-moriguchi-osaka.jp](mailto:Morikikaku@city-moriguchi-osaka.jp)

**注**住所、氏名、連絡先は必ず記載してください。  
**問**企画課  
TEL 06-6992-1404



◆個人情報管理

各行政機関などが保有している個人情報は、これまでどおり各行政機関などが各々で保有します。ほかの行政機関などの個人情報が必要となった場合は、法律などで定められたものに限り、照会・提供できるとされていて、一元管理されるものではありません。

また、各行政機関などが保有するマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の取り扱いについては、第三者機関である特定個人情報保護委員会の監視・監督や、特定個人情報保護評価（※）、罰則の強化などの措置がとられています。

※特定個人情報保護評価：特定個人情報を保有する行政機関などが、特定個人情報の漏えい、そのほかのリスクを分析し、リスク軽減の措置を講じること。さらに、その措置が保護措置として十分であることを宣言するもの。

◆制度導入の経緯とスケジュール

マイナンバー制度は、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」外3法の公布により導入されることとなりました。

今年10月には、住民票を有する人にマイナンバーを記載した「通知カード」が送付される予定です。

さらに、平成28年1月から、行政手続でマイナンバーの使用が開始され、希望者には本人確認などに使用できる「個人番号カード」の交付が開始されます。

◆マイナンバー制度に関する問い合わせ先

○コールセンター

TEL 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）



平成28年1月から、  
社会保障、税、災害対策の行政手続で  
マイナンバーが必要になります。

<p><b>社会保障</b></p> <p>年金 労働 医療 福祉</p>	<p><b>税</b></p>	<p><b>災害対策</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の資格取得や確認、給付</li> <li>雇用保険の資格取得や確認、給付</li> <li>ハローワークの事務</li> <li>医療保険の保険料徴収</li> <li>福祉分野の給付、生活保護 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載</li> <li>税務当局の内部事務</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援金の支給</li> <li>被災者台帳の作成事務</li> </ul> <p>など</p>

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

受付時間

午前9時30分～午後5時30分  
（土・日・祝日、年末年始を除く）

HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問 企画課

TEL 06-6992-1404

「守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)」

「守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)」

平成27年10月の「通知カード」の送付に合わせ、守口市個人情報保護条例を改正する必要があります。

つきましては、守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)の概要を公表し、意見を募集します。

**募集期間** 4月1日(水)～30日(木)  
**閲覧場所** 法制文書課、公民館などの施設に募集要領および意見提出用紙を設置。また、市ホームページにも掲載します。

提出方法

- 閲覧場所へ持ち込み
- 郵送 〒570-8666
- FAX 06-6994-1691
- Eメール [Mori\\_bunsho@city-moriguchi-osaka.jp](mailto:Mori_bunsho@city-moriguchi-osaka.jp)

注 住所、氏名、連絡先は必ず記載してください。

問 法制文書課

TEL 06-6992-1427